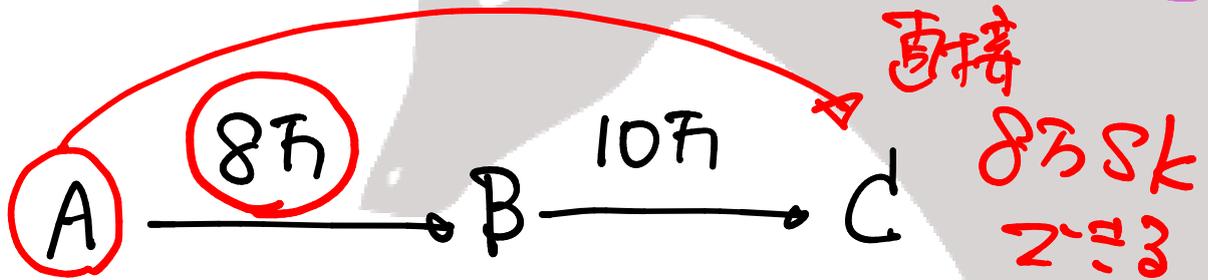


転賃の効果 S62-07-4 <<#314>>

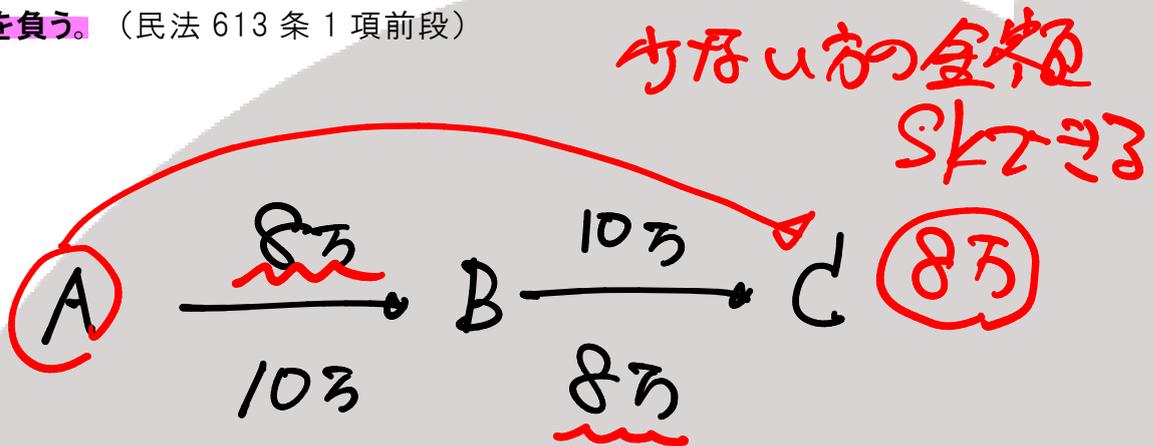
【問】 正誤をつけよ。

Aは自己所有の建物をBに賃貸した。AB間で約定された賃料は、月8万円であったが、Bは、当該建物を第三者Cに月10万円で転賃し、転賃につきAの承諾も得た。この場合において、Aが直接Cに対し8万円を賃料として支払うよう請求したときは、Cはこれを拒むことはできない。



《ポイント》 転賃の効果

賃借人が適法に賃借物を転賃したときは、転借人は、賃貸人と賃借人との間の賃貸借に基づく賃借人の債務の範囲を限度として、賃貸人に対して転賃借に基づく債務を直接履行する義務を負う。（民法613条1項前段）



【答え】 正しい